

船員組合員療養補償証明書

本人	組合員等 記号・番号	(記号) 000	(番号) 000000	(枝番) 00
	氏名	共済太郎	生年月日	00年00月00日
	組合員資格 取得年月日	00年00月00日		
乗船船舶	船舶名	第一共済丸	総トン数	トン
傷病・事故 発生の日時 及び場所	日時	午前 年 月 日 時 分ごろ 午後		
	場所	第一共済丸の船内		
	1 疾病	2 負傷	部位	腕
船員法 第89条第2項 該当	下船の 場所 及び 年月日	下船港	共済湾	
		下船年月日	年 月 日	下船後 3月満了日
上記のとおり相違ないことを証明します。				
年 月 日				
所在地 00000000				
船舶所有者 名称 ΔΔ市長 00 00				
住所 00000000				
船長 氏名 00 00				

〔船員法第89条第2項〕

(2024.12)

船員が雇入契約存続中職務外で負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、三箇月の範囲内において、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあったときは、この限りでない。